

経済紛争解決法

(改正)

第 I 編

総則

目的 (改正)

本法律は、経済紛争解決業務を、良質、効率的で、経済紛争解決が平和的方法、正当、構成、迅速であることを保障し、ビジネスの遂行と拡大を推進し、社会が平安、規律的で、地域と国際社会に連結することができ、国内外の投資家に適した環境を作り、国家の経済社会開発に貢献することを目的として、経済紛争解決活動の執行、活動、管理、監査に関する原則、規則、措置を定める。

経済紛争解決 (改正)

経済紛争とは、経済またはビジネス上の契約違反から生じる国内外の法人間、法人と個人または組織、個人間、個人と組織間の利害に関する紛争である。

経済紛争解決とは、経済紛争解決組織によっておこなわれる調停又は仲裁による利害に関する紛争の解決手続である。

用語の説明 (改正)

本法律において使用される用語は、以下の意味を有する

当事者とは、経済紛争の当事者であり、申立人と被申立人からなる

調停人とは、中立的な第三者として参加し、経済紛争解決手続に助言、アドバイスを与え、援助し、便宜を提供するものであり、当事者又は経済紛争解決センター若しくは事務所が調停人及び仲裁人名簿から選抜する

仲裁人とは、経済紛争に判断を下す仲裁人として参加する人であり、当事者又は経済紛争解決センター若しくは事務所が仲裁人名簿から選抜する

調停委員会とは、当事者又は経済紛争解決センター若しくは事務所が調停人及び仲裁人名簿から選択した、調停人 2 名以上からなる委員会である

仲裁委員会とは、当事者又は経済紛争解決センター若しくは事務所が仲裁人名簿から選択した仲裁人 3 名からなる委員会である
代理人とは、法令に基づき当事者どちらか一方の側の代わりに権利と義務を遂行するため、当事者から委任された者である
仲裁委員会の仲裁判断とは、仲裁人または仲裁委員会の判断のことである

国際貿易とは、契約当事者の国籍に関係なく二つ又は多数の国の国境を超えて行われる商品又はサービスの売買である

外国投資とは、投資促進法及びその他関係法令に基づき、外国人投資家が資金、有体物または無体物の財を持ってラオス人民民主共和国で事業を行うことをいう

経済契約とは、商業的目的をもったビジネス契約、民事契約のことである

事業活動とは、生産、商業、サービスに係る企業活動のことである

第 4 条 経済紛争解決に対する国家の政策 (改正)

国家は、調停又は仲裁手続により、個人、国家または民間の、国内または国外の法人または組織が、平和的に経済紛争を解決することを促進し、条件を整える。

国家は、経済紛争解決センター及び事務所が、法令に基づき効果的に権限を行使し、かつ、任務を遂行できるように好ましい環境を整える。

国家は、個人及び国家または民間の、国内または国外の法人または組織が経済紛争解決手続の発展に関与すること、民間と特別経済紛争解決組織の設立を促進する。

第 5 条 経済紛争解決手続を選択する権利

国内外の個人、法人又は組織は、本法律に従って、経済紛争解決手続による解決を選択する権利を有する。

ラオス人民民主共和国で国際貿易又は海外投資を行う外国の個人、法人又は組織は、契約に書かれた当事者間の合意に基づき、外国の経済紛争解決機関又は国際機関による経済紛争解決を選択し、

経済紛争解決法

かつ、調停人または仲裁人、準拠法、手続の規則、場所及び言語を選択することができる。

第6条 法律の適用範囲 (改正)

本法律は、経済活動または事業執行上の契約違反から生じた経済紛争の解決に適用される。

第7条 国際協力

国家は、業務の連携、知見の交換、経済紛争解決機関の職員の知識能力向上並びにそれらの業務がラオス人民民主共和国が締結する条約及び国際協定と整合するよう、経済紛争解決業務に関する外国、地域又は国際社会との協力を促進する。

第II編

経済紛争解決手続

第1章

経済紛争解決手続の原則

第8条 経済紛争解決手続の基本原則 (改正)

経済紛争解決手続は、以下の基本原則に従って行う

当事者の自発性

公正、迅速、法律との整合性を保障する

当事者の平等

調停人、調停委員会、仲裁人、仲裁委員会の独立性、公平性、透明性

使用言語

秘密の保持

第9条 当事者の自発性

当事者は、いかなる個人又は組織から強制、脅迫されることなく、本法 16 条に基づき経済紛争解決センター又は事務所に申立てを行うことにより、経済紛争の解決を求めることができる。

第10条 公正、迅速、法律との整合性の保障

経済紛争解決手続において調停人、調停委員会、仲裁人、仲裁委員会は、公正、迅速、法律との整合性を保障しなければならない。

第11条 当事者の平等

経済紛争解決手続において当事者は、性別、人種、国籍、民族、経済及び社会的立場、言語、学歴、年齢、信条、住所、その他により差別なく、法の前に平等である。

ラオス人民民主共和国で事業を行う外国人、長期在住外国人及び無国籍者は、法律に特別の定めがある場合を除き、ラオス国民と同様に平等である。

第12条 調停人、調停委員会、仲裁人、仲裁委員会の独立性、公平性、透明性 (改正)

経済紛争解決手続においては、調停人、調停委員会、仲裁人、仲裁委員会は、法令に基づき、独立し、公平性、透明性を持って自分の任務を遂行しなければならない。いかなる個人、法人また組織の干渉もうけない。

第13条 使用言語 (改正)

経済紛争解決手続で使用される言語は、当事者が別に契約又は合意で定めないうえ、ラオス語でなければならない。

ラオス語を使うことができない経済紛争解決手続の当事者又は参加者は、通訳者を介して自分の母語又はその他の言語を使用することができる。

第14条 秘密の保護 (改正)

経済紛争解決手続において、調停人、調停委員会、仲裁人、仲裁委員会、当事者及び参加者は、当事者の許可を得た場合を除き、調停又は仲裁手続に用いるため提出された情報及び様々な資料の秘密を公開してはならない。

第2章

紛争解決の形式と紛争の検討

第15条 経済紛争解決手続の形式

経済紛争解決手続は、以下二つの形式がある。

調停による解決

仲裁による解決

第16条 検討される経済紛争 (改正)

経済紛争解決センター又は事務所で検討する経済紛争は、経済活動または事業執行上の契約違反から生じた紛争であり、また以下の条件の一つを満たす必要がある。

当事者が契約書中に合意しているか、自発的に解決する意思を持つ紛争であること

経済紛争解決法

人民裁判所で解決手続を行っている又は人民裁判所が確定判決を下した紛争ではないこと

国家の安定、社会と環境の安寧に関係する紛争ではないこと

第3章 経済紛争解決手続

第17条 申立書の提出

経済紛争の解決を目的とする国内外の個人、法人、組織は、両当事者にとって便利であり、かつ、双方が合意した経済紛争解決センター又は事務所に、申立書及び関係書類を提出しなければならない。両当事者が合意できない場合、当事者は紛争が発生した場所に申し立てる。

第18条 申立書の内容

紛争解決申立書の主な内容は、以下のとおりである：

氏名、年齢、職業、国籍、現在住所、当事者または代理人の事業地

紛争が生じた原因

訴額

当事者の請求

第19条 提出する書類

経済紛争解決センターまたは事務所に提出する申立書には、以下の書類を添付する

申立書

関連する契約書

経済紛争解決センターまたは事務所で解決をする旨の当事者の合意書

証拠となる情報またはその他書類等

第20条 申立書の検討（改正）

申立てを受理した後、公務日5日以内に経済紛争解決センター又は事務所は、申立書一式を検査検討し、解決方式に関する協議及び合意をするために当事者を召喚する。どちらか一方の当事者が正当な理由なく召喚に応じない場合、その申立は検討にふされず、申立者に申立書一式が返送される。

紛争の申立書が本法16条の条件を満たさない場合、経済紛争解決センター又は事務所は、申立てを受理した日から公務日5日以内に申立者に理由を説明すると共に通知しなければならない。

もし当事者が本法34条の規定に従い、契約書の中で仲裁による紛争解決について合意していた場合で、しかし当事者どちらか一

方が正当な理由なく召喚に従わず参加しない場合には、本法の規定に従って仲裁手続を執行する。

第21条 召喚状の送付（新）

召喚状の送付は以下の通り執行する。

被召喚者、または被召喚者の所属機関への直接送付

郵便またはその他通信手段を通じての送付

被召喚者への召喚状の直接送付は、送付記録簿に本人の受取署名と、氏名を書くか拇印を必要とする。もしその者が受取署名を拒否した場合にはその旨を記載する。被召喚者が所属する機関を通じての送付の場合、組織の代表者が代理で受取署名し、被召喚者に転送する。

郵便局またはその他の通信手段を通じての送付は、被召喚者が召喚状を受け取った、またはその召喚状のことを知った日から、召喚状を受け取ったとみなす。

召喚状の送付は、召喚日の最低でも公務日5日前に送付する。

第22条 申立答弁書の送付（新）

被申立人が、申立書と関係の書類を受け取った後、15日以内に申立答弁書を送付する。

申立答弁書の内容は、本法18条の規定に従い、申立に対して、認諾または否定または反訴をする。

第23条 情報、証拠の証明（新）

その必要がある場合には、当事者、調停人、調停委員会、仲裁人、仲裁委員会は、経済紛争解決センターまたは事務所に対し、紛争に関係する何らかの情報、証拠を証明するための専門家または熟練者を任命することを検討するように申請することができる。

当事者は、その専門家また熟練者の情報、証拠また審問の証明の結果について、文書で意見を提示する権利を有する。

第24条 解決方式の選択（改正）

当事者は、調停又は仲裁による解決を選択する権利を有する。

第4章 調停による紛争解決

第25条 調停（改正）

調停とは、調停人または調停委員会によって執行される、当事者間の互譲、交渉、話し合いによる、経済紛争解決の方式の一つである。

経済紛争解決法

第26条 調停人また調停委員会の選抜及び任命（改正）

調停の実施において、当事者は15日間以内に、経済紛争解決センターまたは事務所の調停人名簿または仲裁人名簿から、一人又は複数の調停人を選択する権利を有する。もし期限内に選択できない場合には経済紛争解決センターまたは事務所が5日以内に選択し、同時に当事者にその旨を通知する。

経済紛争解決センターまたは事務所は、選択された名簿を受け取った日から公務日5日以内に、調停人または調停委員会を任命しなければならない。

第27条 調停人また調停委員会の回避又は忌避

調停人また調停委員会は、いずれかの当事者と親族関係にある場合、事件に利害関係がある場合、いずれかの当事者との間に争いがある場合、急な傷病、そのほかの事情により任務を遂行できない場合は調停を回避する権利を有する。

調停人または調停委員会が回避をする場合、経済紛争解決センターまたは事務所に対し、自らの意思とその理由を文書で申請し、検討を求める。

もし調停人または調停委員会が本条1項の規定に当てはまる場合には、当事者は調停人または調停委員会を忌避する権利を有する。回避または忌避の申請を受け付けた後、経済紛争解決センターまたは事務所は15日以内に検討をし、もし回避申請または忌避申請に十分な理由が認められるときには、回避または忌避の決定書を発出し、その後、本法26条の規定に従い、新たに調停人また調停委員会の選択と任命を行う。

第28条 調停手続（改正）

調停人または調停委員会は、任命を受けた日から数えて15日以内に調停計画のために両当事者の供述を得て、その後経済紛争解決センターまたは事務所に対してそれを知らせる。

調停は、当事者または代理人の立ち合いのもとで行う必要がある。当事者は、調停手続の間、調停人または調停委員会に対して、当該紛争に関する事実、情報又は証拠の提出及び解決方法の提案を行う権利を有する。

調停手続の際には、調停人または調停委員会は、その都度経済紛争解決センターまたは事務所に対し当事者または関係者の参加を求める召喚状の発出を依頼する。

第29条 調停手続の延期（新）

調停手続は下記の場合にあたるときは延期できる。

当事者のどちらか一方が、十分な理由があり参加しない場合。

急な傷病またはその他の業務のため、調停人が調停手続に参加できない場合。

調停人または調停委員会の回避または忌避があった場合。

情報、証拠を新たに収集または証明しなおす必要がある場合。

当該紛争に重要性を持つその他の人が調停手続に参加しない場合。

調停手続の延期があった場合には、調停人または調停委員会または経済紛争解決センターまたは事務所は、公務日5日以内に、当事者またはその他の参加者にそれを通知する。

調停手続の延期は、経済紛争解決センターまたは事務所の調停手続記録簿にその旨を記載する。

第30条 調停手続の一時中止（新）

調停手続の一時中止は、調停に対し障害をもたらす何かの事情があり、一時的に調停を停止することである。

調停は下記の場合にあたるときは一時中止できる。

当事者の一方が行為能力を失った場合、突然の傷病の場合

当事者の一方が死亡した場合、法人また組織が解散したが未だ権利義務を履行する者が存在する場合

当事者の一方が移転した、またはかつての居所から移動し新しい居所が不明であり、そのことが関係組織から証明されている場合
現在調停中の経済紛争と関連する別の紛争の検討結果を待つ必要がある場合

調停の一時中止をする場合には、経済紛争解決センターまたは事務所の長は、調停の一時中止決定書を発出し、公務日5日以内に、当事者またその他の参加者に通知する。

調停手続の一時中止は、経済紛争解決センターまたは事務所の調停手続記録簿にその旨を記載する。

第31条 調停手続の終了（改正）

経済紛争の調停手続は以下の場合に終了する。

申立者が申立を取下げた

両当事者が合意に至った、または合意に至らなかった

いずれかの当事者または両当事者が正当な理由なく参加しなかった

いずれかの当事者が死亡し、当該当事者の相続人がいない

当事者が、調停から仲裁へと解決手続の方式の変更に合意した

第32条 調停の記録（改正）

調停の記録には以下の内容を記載しなければならない

経済紛争解決法

時間、日、月、年、事件名、事件ファイル整理番号、及び調停手続の行われた場所

調停人または調停委員会及び書記官の氏名

当事者又は代理人の氏名、年齢、職業、国籍、現住所及び事業所の住所

紛争の主な内容

調停の結果

調停合意に対する執行方法

紛争解決手続における手数料、サービス費用、人件費、その他経費の支払いについて各当事者の責任

調停終了の時間、日、月、年

調停手続記録簿には、当事者又は当事者の代理人のサイン、調停人または調停委員会及び書記官のサイン並びに調停手続を行った経済紛争解決センター又は事務所の所長のサインが必要

第 33 条 解決方式の変更 (改正)

調停によって紛争を解決できない場合、当事者は経済紛争解決センター又は事務所に仲裁手続への変更を申し立てることができる。

第 5 章

仲裁による紛争解決

第 34 条 仲裁 (改正)

仲裁は、当事者の経済紛争に対する仲裁人または仲裁委員会の合意による、紛争解決の方式の一つである。

第 35 条 仲裁人または仲裁委員会の選択及び任命 (改正)

当事者は本法 65 条に規定された仲裁人名簿から、一名または三名の仲裁人を選択する権利を有する。

一名の仲裁人を選択する場合、当事者は 15 日以内に仲裁人を選択し、合意する必要がある。もし当事者が選択できないときは、経済紛争解決センターまたは事務所が公務日 5 日以内に選択し、当事者に通知する。

仲裁人三名を選択する場合、当事者のそれぞれが 15 日以内に仲裁人一人ずつを選んで仲裁委員会を構成する。もし当事者のどちらか一方が、または両方が選択できないときには、経済紛争解決センターまたは事務所が公務日 5 日以内に選択し、当事者に通知する。その後選択された仲裁人二名が公務日 5 日以内に三人目の仲裁人を選び、その者が仲裁委員会の委員長となる。もし当該の仲裁人二名が（残り 1 名の仲裁人を）選択できない場合には、経

済紛争解決センターまたは事務所が公務日 5 日以内に選択し、当事者に通知する。

経済紛争解決センターまたは事務所は、当事者または経済紛争解決センターまたは事務所が選択した仲裁人の名簿を受領した日から数えて公務日 5 日以内に、仲裁人または仲裁委員会を任命をする。

第 36 条 仲裁人または仲裁委員会の回避又は忌避 (改正) -

仲裁人または仲裁委員会の回避又は忌避は、本法 27 条に定める調停人または調停委員会の回避又は忌避と同様の手続で行う。

第 37 条 仲裁手続の期限 (改正)

仲裁人または仲裁委員会は、任命を受けた日から数えて、3 か月以内に仲裁手続きを完了させる必要がある。ただし、証拠の収集やその他の理由で紛争が複雑な場合はその限りでないが、仲裁人または仲裁委員会は、経済紛争解決センターまたは事務所に対し当事者に対し理由の通知をさせるために通知する。

仲裁人または仲裁委員会は仲裁計画を立案し、それを経済紛争解決センターまたは事務所に共有する。

第 38 条 情報及び証拠の提出 (改正) -

当事者は、仲裁人または仲裁委員会に当該経済紛争に関連する情報及び証拠を提出する義務を有する。

仲裁人または仲裁委員会は、当事者の合意又は要望に基づき、現場で他の情報及び証拠を収集することができる。

ある情報及び証拠（の真正）を証明する必要がある場合、仲裁人また仲裁委員会は、情報及び証拠を証明してもらうために専門家また熟練者の参加を要望することができる。

仲裁人また仲裁委員会は、詳細、完全、包括的及び客観的に申立書、答弁書、書類、情報及び証拠を検討しなければならない。その後、仲裁判断を下す前に、理由の説明または明示、並びに追加の情報及び証拠を提出してもらうために当事者を召喚しなければならない。

第 39 条 審問と反論 (新)

審問においては、仲裁人または仲裁委員会は、当事者に情報、証拠を提出させ、自分の情報、証拠の説明と明示をさせ、同時にもう一方の当事者の証拠について、当事者に反論、質問することを保障することが必要である。

第 40 条 仲裁の一時中止 (新)

経済紛争解決法

仲裁の一時中止とは、仲裁にとって障害となる状態によって、一時的に仲裁を停止することである。

下記の場合にあたる時は仲裁を一時中止できる。

当事者の一方が行為能力を失った場合、突然の傷病の場合
現在調停中の経済紛争と関連する別の紛争の検討結果を待つ必要がある場合

偶発的事態や不可抗力

当事者のどちらかの側が、移転またはかつての居所から出て、新しい居所が不明で関連の組織の証明がある場合は、仲裁の一時中止の理由とはならない。

もし仲裁の一時中止をする場合には、経済紛争解決センターまたは事務所の長は、仲裁一時中止決定書を発行し、当事者またその他の参加者に通知する。

仲裁一時中止については、経済紛争解決センターまたは事務所の仲裁手続記録書に記述しておく。

一時中止の期間については、仲裁手続の規定された期限には含まない。

第 41 条 当事者の利益保護のための措置（改正）

仲裁手続において、当事者が自分の権利及び利益を保護するために、民事訴訟法に規定されている措置、例えば財産の差押又は没収を求める場合、仲裁人または仲裁委員会が必要性を認めるときは、仲裁人または仲裁委員会は 経済紛争解決センターまたは事務所を通じて、申請書と関連書類を財産の存在する県、都人民裁判所に送付し、申請書を受領した日から数えて公務日 5 日以内に命令書の発出を検討させる。

第 42 条 仲裁判断の前に両当事者が合意する権利（改正）

紛争解決手続において、両当事者は仲裁判断が下される前に合意する権利を有する。両当事者の合意は、書面により行われ、両当事者、書記、仲裁人また仲裁委員会の署名と、経済紛争解決センター長又は事務所長の証明がなければならない。

仲裁判断前の両当事者の合意は、仲裁人また仲裁委員会の仲裁判断と同様の効果を有する。

第 43 条 仲裁判断（改正）

仲裁委員会の仲裁判断は、当事者の申立範囲内で行われなければならない。

仲裁委員会の仲裁判断は、多数決により判断することとする。

仲裁判断は、両当事者又はその代理人の前で読上げされなければならない。ただし当事者の一方が十分な理由なく仲裁判断の読上

げに参加しなかった場合には、不在のまま仲裁判断を読上げできない。

仲裁判断は、仲裁判断書として発行された日か、または当事者が判断を知った日から有効となる。

第 44 条 仲裁判断の読上げの延期（新）

もし仲裁判断書の読上げが不可能な何かしらの理由、例えば調停委員会または当事者の急な傷病の場合、調停人または調停委員会は、仲裁判断の読上げの延期を通知するが、延期は 15 日を越えてはならない。

第 45 条 仲裁委員会の仲裁判断書の内容（改正）

仲裁判断書は、申請部、内容部、認定部、判断部からなり、その内容は以下の通り

時間、日、月、年、事件名、事件整理番号、仲裁判断の発出場所
仲裁委員及び書記官の氏名

当事者又は代理人の氏名、年齢、職業、国籍、現住所及び事業所の住所

紛争の重要な内容、仲裁判断の参照根拠

仲裁判断

手数料、人件費及びサービス費用の支払いにおける各当事者の責任

仲裁判断の執行における支出責任

当事者の仲裁判断に対する上訴の権利

仲裁人または仲裁委員会、書記官の署名、経済紛争解決センターの長又は事務所所長の証明が必要

第 46 条 仲裁判断の訂正と追加判断

仲裁判断が下された日または当事者が判断を知った日から数えて 30 日以内に、当事者は仲裁委員会に仲裁判断書の間違いを訂正するよう求める権利を有する。例えば数字の計算、印刷またはその他の間違いで仲裁判断の内容部の変更を伴わないもの。

もし仲裁判断が当事者の申立内容の範囲を越えている、または不完全な時には、本条第 1 項の期限規定に従い、当事者は追加の仲裁判断を求める権利を有する。

追加の判断は本法 45 条に規定された内容とする

仲裁判断の訂正または追加判断は、仲裁判断書の一部分とみなされる。

第 47 条 仲裁判断に対する異議（改正）

経済紛争解決法

当事者は以下のいずれか一つでも該当する場合、仲裁判決を知った日から 30 日以内に人民裁判所に異議申立てを行う権利を有する

両当事者が仲裁に合意していなかった又はその合意が無効であったとき

仲裁委員の構成が両当事者の合意及び法律に合致していなかったとき

仲裁手続が、経済紛争解決の関連する規則、法律に合致しておらず、また両当事者が契約で合意した経済紛争解決に関する法令を使用していなかったとき

仲裁判断の根拠とみなされた情報及び証拠が偽造されたものだった又は仲裁人また仲裁委員会が金銭、財産又はその他利益を受けとった、又は仲裁判断に影響する偏見があったとき

当該紛争が本法律 16 条の規定の適用範囲外であったとき

仲裁判断が、当事者の申立ての範囲を超えていた又は申立てに満たないものであったとき

第 III 編

経済紛争解決手続の結果の執行

第 48 条 経済紛争解決手続の結果（改正）

経済紛争解決手続の結果とは、以下のとおりである

調停による当事者の合意

仲裁判断前の当事者の合意

仲裁委員会の仲裁判断

第 49 条 経済紛争解決手続の結果の執行（新）

経済紛争解決手続の結果の執行とは、経済紛争解決の結果を下記の方法で正当に執行することを言う。

当事者による執行

判決執行機関による執行

第 50 条 当事者による執行

当事者は、調停における当事者間の合意、または仲裁判断前の合意の内容について、執行する義務を有する。

仲裁委員会の仲裁判断については、仲裁判断が下された日または当事者が判断を知った日から数えて 30 日以内に、当事者は執行しなければならない。

執行が完了した後、当事者はそれを経済紛争解決センターまたは事務所に通知し、紛争事件記録終了命令を発出させる。

第 51 条 判決執行機関による執行

判決執行機関は、本法 52 条に規定された人民裁判所の決定に従って、経済紛争解決の結果の執行を強制する役割を有する。

第 52 条 裁判所の決定（改正）

経済紛争解決手続の結果が執行されないことにより不利益をうける当事者は、強制執行の決定を下してもらうために、紛争が起こった場所または財産が存在する場所の県都人民裁判所に申立てを行う権利を有する。

当事者から申立書を受理した場合、人民裁判所は申立書を受理した日から 15 日以内に検討し、申立の承認決定または不承認決定を下さなければならない。

決定を下す際に、人民裁判所は法律面の検討だけを行い、紛争の内容面の検討は行わない。適正に手続を行ったことが確認できる場合、人民裁判所は強制執行の決定を下さなければならない。裁判所の決定はすぐに効力を有し、かつ控訴できない。

人民裁判所は、本法 47 条の規定のどれかにあたる場合には、紛争解決の結果を承認する決定を下さない。その場合でも、当事者は紛争解決センターまたは事務所に再度の解決を申立てる又は人民裁判所に訴える権利を有する。

第 53 条 外国又は国際仲裁判断についての承認及び執行（改正）

外国又は国際機関の仲裁判断の承認と執行は、ラオス人民民主共和国の民事訴訟法に従って執行する。

第 IV 編

経済紛争解決手続における費用

第 54 条 経済紛争解決手続における経費

経済紛争解決手続における費用は以下のとおりである：

手数料

サービス料

人件費

第 54 条 手数料（改正）

手数料は、当事者から直接徴収される義務であり、国家の管理運営料として徴収される。

調停においては当事者は紛争の調停手続を開始する前に手数料を双方が半分ずつ支払う。ただし別の合意をしてある場合を除く。

仲裁においては、仲裁判断に基づき、当事者は手数料を支払う責任を負う。

経済紛争解決法

手数料の金額については、その時点で国家が発令した規則に従って執行する。

第55条 サービス料（改正）

サービス料とは、当事者から徴収される専門管理業務のサービス費用である。

サービス料の徴収は、その時点で国会が発令した規則に従って執行され、申立書の提出時に申立人が全ての費用を支払う。

第56条 人件費（改正）

人件費は、調停人または調停委員会、仲裁人または仲裁委員会、専門家、または熟練者の活動業務に対する費用である。

人件費は、申立ての行われた経済紛争解決センターまたは事務所において支払われ、証拠として記録に記載しなければならない。

人件費の規定については、司法省が研究し政府に対して提案をする。

第V編

経済紛争解決組織

第58条 地位及び役割（改正）

経済紛争解決組織は、専門性・独立性をもった司法部門の監督下にある専門的、社会的及び法律的な組織であり、経済紛争を解決するため両当事者、調停人また調整委員会、及び仲裁人また仲裁委員会にとって良好な環境を作る役割を有する。

第59条 経済紛争解決組織の組織構成（改正）

経済紛争解決組織は以下からなる。

経済紛争解決センターは、“ソーコーソー”と略称され、司法省の監督下にあり局と同等の地位を持つ。

経済紛争解決事務所は、“ホーコーソー”と略称され、京都の司法課の監督下にあり、京都の課と同等の地位を持つ。

経済紛争解決センター及び事務所の組織構成並びに職員構成に関しては、別の規定に定める。

もし条件が整えば、政府との合意にしたがって、民間、専門の経済紛争解決組織を設立することも可能である。

第60条 経済紛争解決センターの権限と義務（改正）

経済紛争解決センターは、以下の権限と義務を有する
経済紛争解決手続に関する規定の研究、起草及び改訂を行い、司法省に検討を提案する

調停人及び仲裁人の調停人名簿、仲裁人名簿への任命又は除名について検討を行い、司法大臣に提言する

経済紛争解決手続に関する法律の普及、教育及び研修の実施
法律に基づき随時経済紛争解決手続における調停人、調停委員会又は仲裁人、仲裁委員会の任命又は変更について検討する

経済紛争解決手続において、自分の責任権限の範囲で当事者に助言アドバイスを提供する

自らの責任権限の範囲において、情報、文書を管理し、調停または仲裁の記録を保存し、経済紛争解決手続に便宜をはかる

当事者から申立書、書類、情報及び証拠を受け取り、調停人、調停委員会、仲裁人、仲裁委員会に渡す

経済紛争解決事務所及びセンターの職員（テクニカルスタッフ）、調停人及び仲裁人の能力強化、養成及びレベルの向上を図る

調停人、調停委員会、仲裁人、仲裁委員会の経済紛争解決手続を円滑にするために、当事者と連絡をとり、かつ関係機関との調整を行う

経済紛争解決手続の結果の執行を追跡し、推進する

経済紛争解決事務所に対し、専門的指導を行う

上級機関の委任にもとづき、経済紛争解決業務に関して、他国、地域及び国際機関と協力する

センターの業務活動をまとめ、評価し、司法省に対し定期的に報告を行う

法律に定められたその他の権限を行使し義務を履行する

第61条 経済紛争解決事務所の権限と義務（改正）

経済紛争解決事務所は、本法 60 条に基づく経済紛争解決センターの権限及び義務と同様の権限及び義務を有する。但し、同条 1 項、8 項、11 項に規定する権限と義務を除く。

調停人及び仲裁人の任命又は除名提案の権限に関しては、経済紛争解決センターに検討するように提案しなければならない。

第VI編

調停人、仲裁人、専門家また熟練者

第1章

調停人と仲裁人

第62条 調停人及び仲裁人（改正）

調停人及び仲裁人は、経済紛争解決センターによって選抜、提案され、司法省大臣から任命をうけた、中央事務所、組織、国家また民間の経済ユニットから参加する者、自発的な奉仕精神をもつ外国人また長期在留外国人である。

経済紛争解決法

仲裁人は調停人になることができるが、調停人は仲裁人になることはできない。

第 63 条 調停人及び仲裁人の条件 (改正)

調停人及び仲裁人になるには、以下の条件を満たさなければならない。

優れた人格を有し、倫理を持ち正直であること

適切な証明書により裏付けられた確実な何かしらの専門知識、能力を有すること

最低 5 年間の職務経験を持つこと

故意の犯罪を起し、裁判所より自由刑の判決を受けたことがないこと

経済紛争解決業務に関して研修を受けていること

健康であること

仲裁人になろうとするものは、本条 1、4、5、と 6 の条件以外に、専門科目の上級ディプロマ以上を持ち、法律の知識をもち、10 年以上の職務経験を持っていること。

第 64 条 調停人及び仲裁人になるための外国人と長期在留外国人の条件 (改正)

ラオス人民民主共和国で調停人又は仲裁人となる目的をもつ外国人と長期在留外国人は、本法 63 条に規定された条件以外に、下記の追加条件に合致する必要がある。

ラオス人民民主共和国の憲法、法律、規則を遵守すること

ラオス人民民主共和国で正当な就業許可を得ているか、恒久的な住所をもつこと

ラオス語を熟知し、文化を理解し、ラオスの美しいしきたりを尊重すること

第 65 条 調停人及び仲裁人の名簿 (改正)

調停人及び仲裁人名簿とは、調停人及び仲裁人の名前及び経歴が記載されたリストである。

調停人及び仲裁人が司法大臣より任命された後、経済紛争解決センターは調停人及び仲裁人名簿を作成して経済紛争解決事務所に送る。

第 66 条 調停人及び仲裁人の終了 (新)

調停人また仲裁人としての役割は以下の際に終了する。

辞任したとき

法律違反または規則違反により、調停人また仲裁人から解任されたとき

死亡したとき

調停人及び仲裁人の終了の際には、調停人名簿または仲裁人名簿から名前を抹消すること。

第 67 条 外国調停人または外国仲裁人 (新)

外国調停人または外国仲裁人とは、外国の経済紛争解決組織に所属し、任命を受けた調停人または仲裁人のことで、その任命が未だ有効なものをいう。

外国調停人または外国仲裁人がラオス人民民主共和国で紛争の調停または仲裁活動を行うときには、司法省からの許可を得なければならない。

外国調停人または外国仲裁人は、当事者のどちらか一方、または両方が外国の個人、法人、組織の場合には、調停または仲裁をする権利を有する。

第 68 条 調停人及び仲裁人の権利と義務 (改正)

調停人及び仲裁人は、以下の権利と義務を有する

経済紛争解決を受託又は拒否する

経済紛争解決手続において独立性を有する

経済紛争解決手続が公正、迅速及び透明に行われることを保障する

職業上の倫理に基づき公正に職務を行う

現場で情報及び証拠を収集する

規則にしたがい報酬を受け取る

法令に基づき関係部門に必要な情報を提供しなければならない場合を除き紛争に関する秘密を保持する

法令に基づき、国家に所得税やその他義務を支払う

法令に定められたその他の権利を行使し義務を遂行する

第 2 章

専門家と熟練者

第 69 条 専門家と熟練者 (新)

専門家また熟練者とは、ある専門分野の知識、熟練技能、経験を有しており、関連の研究機関や組織から認証、証明をされている個人のことをいう。

第 70 条 専門家または熟練者の権限 (新)

専門家または熟練者は以下の権限を有する。

正当、明白な証明のために、追加の情報、証拠を請求すること

情報、証拠の証明における人件費と費用を受け取ること

証明の結果について指示をすること

経済紛争解決法

もし証明の中で新しい情報があった際には、情報、証拠の証明結果について、追加、訂正をすること
法律により保護されること

第71条 専門家または熟練者の義務（新）

専門家または熟練者は以下の義務を有する
情報、証拠を証明し、専門分野の原理に正当な意見を表明する
文書の形で、情報、証拠の証明の結果を報告書にまとめ、その後
経済紛争解決センターまたは事務所に送付し、調停人、または調
停委員会、仲裁人または仲裁委員会に託す
調停人、または調停委員会、仲裁人または仲裁委員会に対し説明
を行う
自分の行った情報、証拠の証明結果に責任を持つ
証明結果の秘密を保持する

第VII編

禁止事項

第72条 職員、調停人、仲裁人と専門家または熟練者の禁止事項

職員、調停人、仲裁人と専門家または熟練者に禁止される行為は、
以下のとおりである
許可なく又は法律に別途定めがないのに、自分が知った紛争内容
に関する情報を公開する
自分が利益を得るため又は他人の権利及び利益を害するため、自
分を知った情報を利用する
紛争解決を不当に妨害し、遅延させ又は困難にする
当事者から金銭又はその他の不当な利益を受け取る又は請求する
自分、夫若しくは妻又は親しい親族が利害関係を持つ紛争解決手
続に参加する
任務の執行において公平でない
当事者に対して強要又は脅迫をする
法令に違反するその他の行為を行う

第73条 当事者の禁止事項（改正）

当事者に禁止される行為は、以下のとおりである
紛争に関する書類、情報を偽造する
職員、調停人、仲裁人、専門家または熟練者に対し脅迫、強要、
暴力、詐欺をおこなう
職員、調停人、仲裁人、専門家または熟練者に賄賂又はその他利
益を提供する
法令に違反する行為を行う

第74条 個人、法人又はその他組織の禁止事項（改正）

個人、法人及びその他組織に禁止される行為は、以下のとおりで
ある
職員、調停人、仲裁人、専門家または熟練者の任務の遂行に対し
て協力を拒み、又は妨害する
経済紛争解決センター又は事務所による紛争解決を拒絶するよう
に他人を誘因する
賄賂の授受を仲介する
法令に違反するその他の行為を行う

第VIII編

経済紛争解決業務の管理及び監査

第1章

経済紛争解決業務の管理

第75条 管理機関

経済紛争解決業務の管理を行う機関は以下のとおりである
司法省
県、首都の司法局

第76条 司法省の権限及び役割（改正）

経済紛争解決手続の管理に関して司法省は以下の権限及び役割
を有する
政府に検討を提案するため経済紛争解決手続に関する方針、戦略
計画、法律を研究する
経済紛争解決手続に関する方針、戦略計画、法律を拡大し、計画、
ワークプラン、プロジェクト、実施をおこなう
経済紛争解決手続に関する決定、命令、通達、告示を出す。また
民間また特別経済紛争解決組織の設立に関する規則を出す
経済紛争解決センター又は事務所の執行に関して指導と管理を行
う
全国の経済紛争解決手続の実施について指導、監督を行う
経済紛争解決センター及び事務所の職員、調停人並びに仲裁人の
養成、知識能力、倫理、専門性の向上を行う
首相に対し、経済紛争解決センター長の任命、解任又は異動を提
案する
経済紛争解決センターの副センター長の任命、解任又は異動を行
う
関連する地方自治体組織からの推薦に基づき経済紛争解決事務所
の長と副長の任命について意見を述べる

経済紛争解決法

経済紛争解決センターからの推薦に基づき調停人名簿また仲裁人名簿に対し、調停人または仲裁人の任命または抹消を行う

民間と特別経済紛争解決組織の設立、解散につき検討、提案する
経済紛争解決センターからの推薦により、外国の調停人または仲裁人のラオス人民民主共和国での活動を許可する

経済紛争解決の業務管理において、関連の部署と連絡協調をおこなう

経済紛争解決業務について、外国、地域各国、国際社会と協力する

経済紛争解決手続の業務を定期的にまとめ、評価し、政府に報告する

法令に定められたその他権限の行使及び義務の履行をする

第77条 県、都の司法局の権限及び義務（改正） -

経済紛争解決業務の管理に関して県、都の司法局は以下の権限及び義務を有する

経済紛争解決業務に関する方針、戦略、法律、計画、ワークプラン、プロジェクトを執行する

経済紛争解決に関する法律と規則の広報、普及及び研修を行う

経済紛争解決事務所の業務執行と予算の指導及び監督を行う

経済紛争解決業務実施の指導及び監督を行う

司法省に対し、経済紛争解決事務所の開設及び改善を提案する

経済紛争解決事務所の調停人、仲裁人また職員の活動について、個人、法人又は組織からの申立てを受理、検討及び処理する

定期的に、経済紛争解決業務活動をまとめ、評価し、司法省と県都自治組織に報告する

法令に定められたその他権限の行使及び義務の履行

第2章

経済紛争解決業務の監査

第73条 監査機関（改正）

経済紛争解決業務の監査組織には、以下からなる

内部監査機関は、本法75条に規定の通り、経済紛争解決業務の管理組織と同じ組織のことである。

外部監査機関は、国民議会、県議会、政府監査機関、国家監査組織及び人民検察機関である。

第79条 監査の内容（改正）

監査の主な内容は以下の通りである

経済紛争解決手続に関する法令規則の履行

経済紛争解決手続に関する個人、法人、組織の申立書

経済紛争解決センター及び事務所の活動

経済紛争解決センター及び事務所の収入、支出の管理並びに使用状況

経済紛争解決センター及び事務所の職員、調停人、仲裁人の責任及び行動

第80条 監査の形式

経済紛争解決業務の監査は、以下の三つの形式がある

通常形式による監査とは、確実に決められた期間に定期的に計画された監査である

事前通知による監査とは、計画外の監査であり、必要性がある場合に事前に監査される者に通知して行う

緊急監査とは、事前に監査される者に通知することなく緊急に行われる監査である

経済紛争解決業務の監査は、法律と規則に厳密に正当に実施しなければならない。

第IX編

予算、ロゴマーク、印章

第81条 予算

経済紛争解決センター及び事務所の業務活動における予算は、国家予算から歳出され、以下のとおり執行されなければならない

経済紛争解決センターの予算は、司法省が管轄する

経済紛争解決事務所の予算は、事務所の所在する県又は首都の司法局が管轄する

第82条 ロゴマーク

経済紛争解決センター及び事務所のロゴマークは、円の内部に天秤計りの絵及び天秤計りの下にソーコースー（経済紛争解決センター）又はホーコースー（経済紛争解決事務所）と文字で記載する

第83条 印章

経済紛争解決センター及び事務所は、公務に使用するため自らの印章を持つ。

第X編

優れた実績を有する者に対する政策及び違反者に対する措置

第84条 優れた実績を有する者に対する政策（改正）

経済紛争解決法

効率的な調停又は仲裁の実施という点でこの法律の運用に優れた実績を有する個人、法人、組織は、賞状その他表彰をうける。

本法律は、2010年12月17日、第06号/NAの経済紛争解決法律に代わるものである。

本法律に矛盾する政令及び規定はすべて無効である。

第85条 法令に違反した者に対する措置 (改正)

本法の規定に違反した個人、法人、組織は、再教育、懲戒、罰金、民事損害賠償、または罪の軽重にしたがった刑事罰処分をうける。

国民議会 議長

第86条 再教育 (新)

本法に違反を犯したが初犯でかつ違反が危険、重大でなく、損害の額も重大でない場合には、違反した個人、法人、組織は、再教育と注意処分を受ける。

第87条 懲戒処分 (新)

本法に違反を犯した公務員が、例えば、刑事罪ではない禁止事項違反をした、重大でない損害を引き起こした、また自らの罪を正直に報告しなかった場合には、官僚-公務員法の規定に従い、懲戒処分を受ける。

第87条 罰金処分 (新)

本法に違反を犯した個人、法人、組織が、例えば、重大でない禁止事項違反をした、重大でない損害を引き起こした、刑事罰には当たらない違反をした場合には、規則に従い罰金処分を受ける。

第89条 民事上の措置 (新)

本法に違反をし、国家または他人の財産に損害を生じさせた個人、法人、組織は、自分が生じさせた損害を賠償補償する責任を有する

第90条 刑事上の措置 (新)

本法に違反し、それが刑法上の罪である場合には、その罪の軽重に従って罰を受ける

第XI編

最終規定

第91条 施行

ラオス人民民主共和国の政府が本法律を施行する。

第92条 発効

本法律は、ラオス人民民主共和国国家主席が国家主席令を公布し、官報掲載の後15日後に発効する。